

水産庁

九州漁業調整事務所



漁業取締船「白萩丸」



漁業取締船「白鷗丸」

1 水産庁の役割

我が国水産業は、豊富な水産資源を有する世界的好漁場に臨み、その恩恵を受け、多種多様な水産物を国民に提供する重要な役割を担っています。

我が国の漁業生産量や魚介類の消費量が減少傾向にある一方、世界では新興国での消費量が増加するとともに、養殖業を中心とした生産量は増加傾向にあります。

このように、我が国水産業を取り巻く状況が変化してきている中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、将来を担う若者にとって水産業を魅力ある産業としていくことが重要であり、令和2年12月には新漁業法が施行され、新たな資源管理の実行とともに、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づく養殖業の振興や、「輸出拡大実行戦略」に基づく水産物の輸出拡大等といった新たな取組も始めています。

このような水産業に対する国民の期待に応えるため、水産庁は、水産基本法及び水産基本計画に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向けた各般の施策を総合的に進めています。

2 九州漁業調整事務所の役割

これらの施策を地域の実情に応じて迅速に行うため、全国に6か所の漁業調整事務所が設置されています。

九州漁業調整事務所の管轄水域である九州・山口周辺水域は、黒潮と対馬海流により良質なプランクトンが多く生息し、多くの島々や入り組んだ海岸線などにより、周年にわたり随所に豊かな漁場が形成されます。これらの漁場では、各県の漁業者が多種多様な漁法により入り会って操業を行っているほか、大韓民国(韓国)や中華人民共和国(中国)と地理的にも近く、周辺には多くの外国漁船が操業しています。

当事務所では、このような漁業環境の下、水産庁が推進する各種施策の一翼を担い、資源管理、大臣許可漁業の許認可、漁業調整や有明海の再生等の業務を行うとともに、外国漁船及び我が国漁船の漁業活動の指導・取締りの業務を行っています。

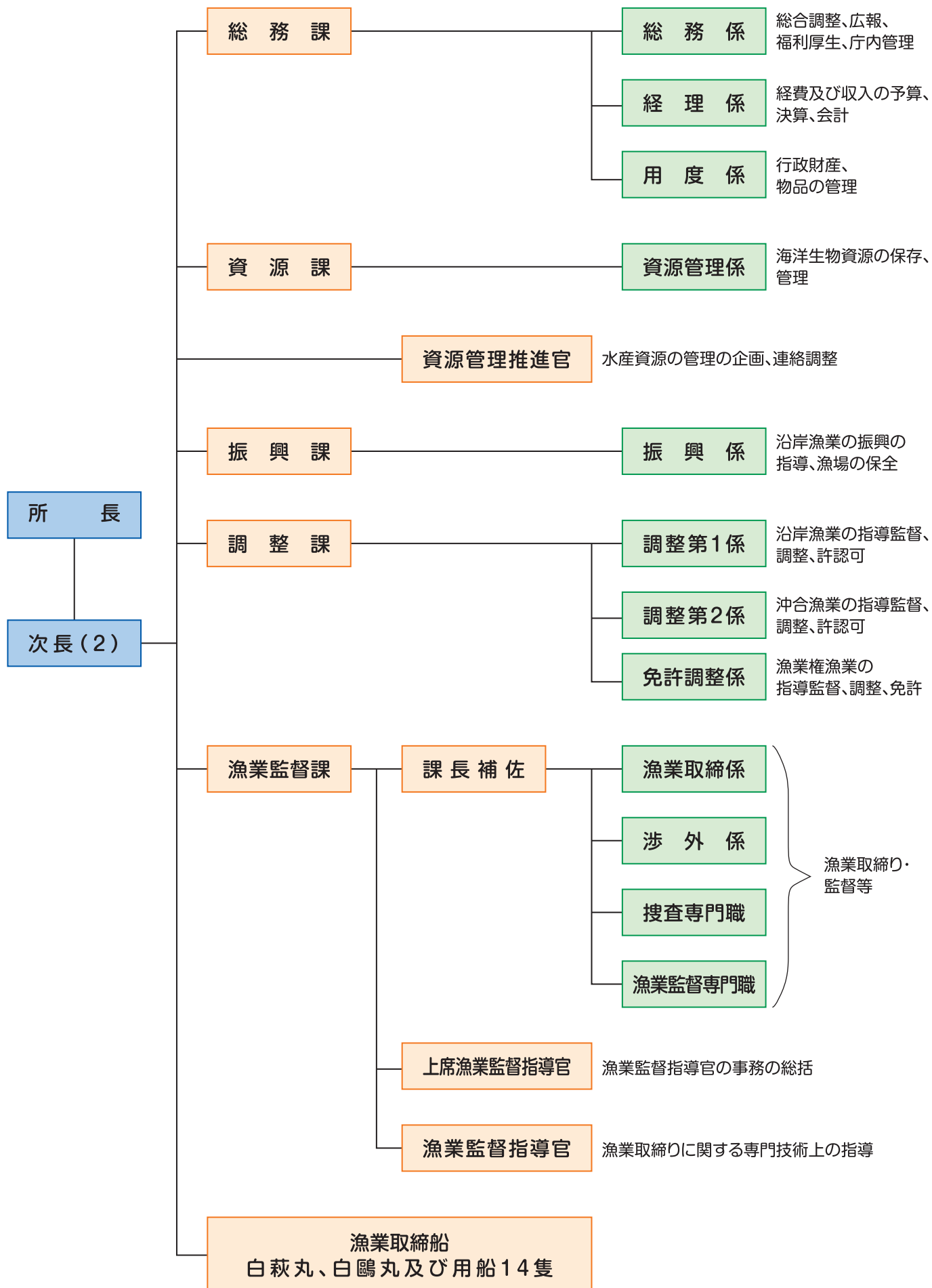
パンフレットの発刊にあたって

九州漁業調整事務所では、新漁業法の施行等に伴い、パンフレットを更新することとしました。資源管理や漁業振興、漁業調整等の業務については、写真や図を多く用いてわかりやすく紹介することに心がけました。また、漁業取締業務については、外国漁船等に対する取締業務に加え、取締船の一般公開の様子や、水産庁特有の民間船舶の借用による取締用船を紹介しています。

今回の発刊にあたりまして、写真の提供などにご協力いただきました皆様に感謝いたします。



Ⅱ 組織図



1

総務課

総務課では、①九州漁業調整事務所の所掌事務に関する総合調整、②職員の人事及び福利厚生、③経費・収入の予算、決算及び会計、④行政財産及び物品の管理等に関する業務を行っています。

2

資源課・資源管理推進官

資源課では、①海洋生物資源の保存及び管理、②水産資源の保護、③日本海・九州西広域漁業調整委員会（調整課の所掌は除く）に関する業務を行っています。

1

海洋生物資源の保存及び管理に関すること

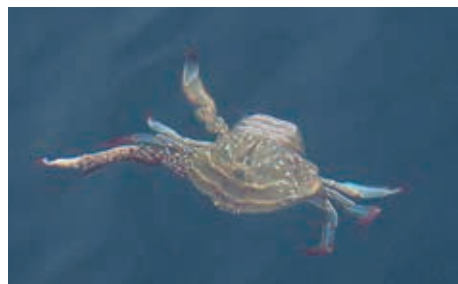
新たな漁業法が令和2年12月に施行されたことに伴い、数量管理を基本とする新たな資源管理制度に対応するため、漁獲可能量の管理や資源管理に関する基本方針の運用などを行うとともに、関係各県の漁業者、試験研究機関、行政が一体となって資源管理に取り組むよう指導・助言を行っています。

2

広域漁業調整委員会に関すること

広域に分布回遊する水産資源及びこれらの資源を漁獲する漁業の資源管理に係る漁業調整を目的として設置された「日本海・九州西広域漁業調整委員会」の管轄区域における関係漁業者間の調整を行うとともに、事務局として委員会の運営を行っています。

日本海・九州西広域漁業調整委員会では、トラフグ、有明海のカザミ、クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示の発出等を行っています。



資源管理対象種(抱卵ガザミ)

3

栽培漁業の推進に関すること

低位水準にあり早急な回復・安定が求められている広域的な水産資源の造成、資源管理等を効果的に展開するため、適地・適時での効率的な種苗放流体制の構築等に取り組む管内各県、関係団体等と連携した指導・助言を行っています。

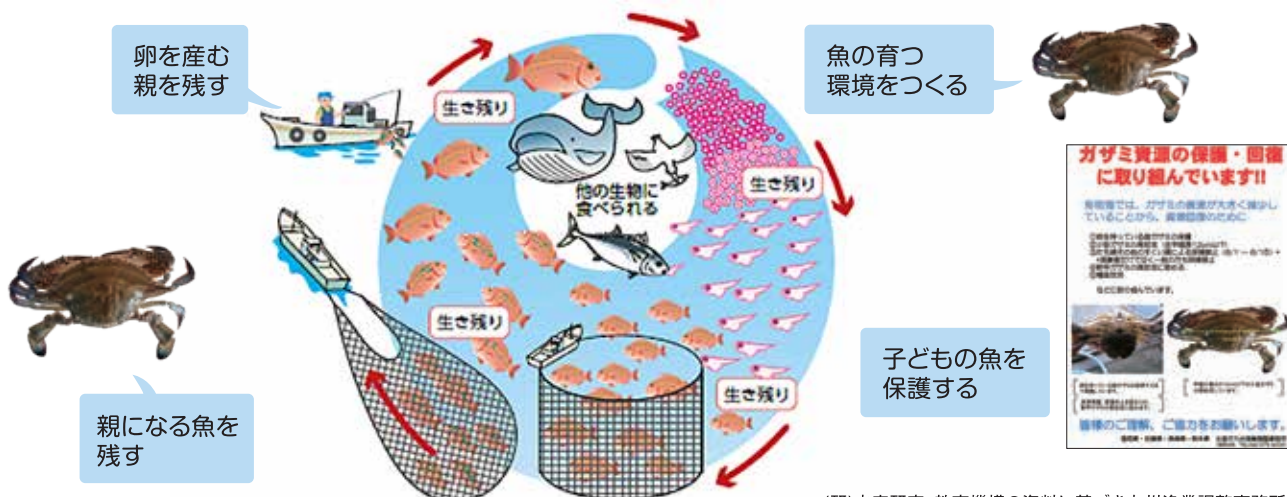


▲トラフグ(成魚)

▼トラフグ(稚魚)



資源管理の概念図



(研)水産研究・教育機構の資料に基づき九州漁業調整事務所作成

振興課では、①沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、②玄海及び有明海の水産に関する調査等に関する業務を行っています。

1 水産業強化支援事業や水産環境整備事業の推進に関すること

- ① 漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」に位置付けられた共同利用施設等の整備を通じて、水産業の強化に取り組む管内各県への指導・助言を行っています。
- ② 魚礁や増殖場の整備等を通じて、水産環境整備推進に取り組む管内各県等への指導・助言を行っています。



共同利用施設(ノリ乾燥機:佐賀県)



表層型浮魚礁(宮崎県)

2 赤潮による漁業被害の防止・軽減の取組に関すること

赤潮による漁業被害の防止・軽減を図るため、管内各県における赤潮の発生や赤潮による漁業被害に関する情報収集や管内各県等への情報提供を行っています。



赤潮の発生

3 有明海の水産に関する調査に関すること

有明海の再生に向けた有明海沿岸4県が行う技術開発事業の調査等に関する指導・助言を行っています。



設置されたアサリの採苗器(長崎県島原市)



タイラギの親貝

調整課では、①漁業法に基づく大臣許可漁業の許認可、②漁業調整（漁場の使用に関する紛争の防止及び解決のための必要な措置）、③農林水産大臣直轄漁場の漁場計画策定及び免許等、④管内各県の漁業調整規則の改正手続き、⑤外国人漁業の規制に関する法律に基づく外国漁船の我が国への寄港に係る許可等や⑥外国水域に出漁する漁業者に対する指導に関する業務を行っています。

1 大臣許可漁業の許認可に関すること

東シナ海や九州近海等で操業する大臣許可漁業（沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及び東シナ海はえ縄漁業）の許認可等の事務を行っています。

2 漁業調整に関すること

漁場や魚種の競合によって生じる漁業者間の紛争の防止やその解決のため、仲介役として漁業者間の話し合いの場を設ける等の必要な調整を行っています。



大中型まき網漁船



沿岸漁船（宗像大社みあれ祭）

3 農林水産大臣直轄漁場の漁場計画策定及び免許等に関すること

漁業法第183条の規定により海面では全国唯一の農林水産大臣管轄漁場（有明海に設定された福岡・佐賀両県共有海面）における海区漁場計画の作成、漁業の免許（共同漁業権及び区画漁業権）、漁業権漁場の利用等に関する指導等を行っています。



有明海ノリ漁場



有明海ノリ船

4 管内各県の漁業調整規則の改正手続きに関すること

各県が知事許可漁業や漁業の禁止期間等について定める漁業調整規則の改正について、必要な指導・助言等を行っています。

5 外国漁船の我が国への寄港に係る許可等に関すること

我が国漁業の正常な秩序の維持を図るため、外国漁船の寄港許可に係る事務を行っています。また、IUU漁業（違法、無報告及び無規制の漁業）が海洋生物資源の持続可能な利用にとって大きな脅威となっていることから、IUU漁業に関連した船舶に検査を行っています。

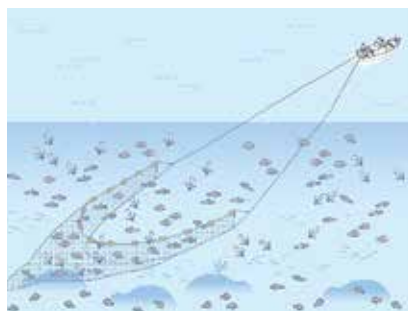
6 外国水域に出漁する漁業者に対する指導に関すること

韓国や中国の排他的経済水域に出漁する大中型まき網漁業者や以西底びき網漁業者等に対し、入漁手続きや操業条件の遵守など、適正操業に関する指導等を行っています。

○ 九州における主な漁業



まき網漁業



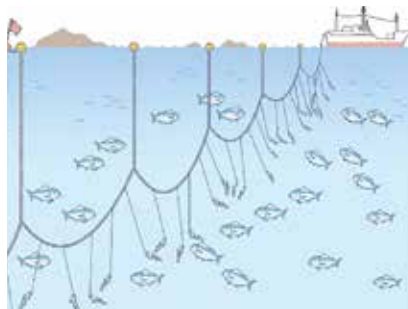
底びき網漁業



刺し網漁業



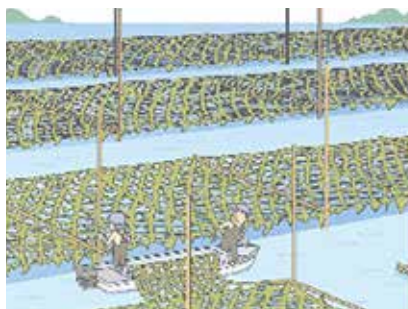
かつお一本釣り漁業



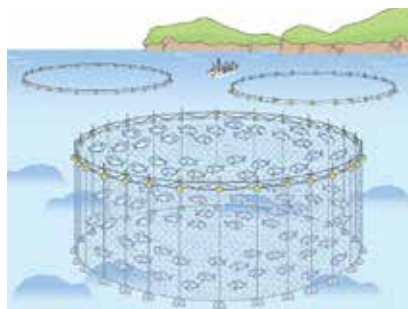
はえ縄漁業



様々な沿岸漁業



海苔養殖業



魚類養殖業



定置網漁業

九州漁業調整事務所管轄海域における漁業秩序の維持を図り、適切な水産資源の管理及び保存に資するため、外国漁船及び我が国漁船に対する漁業取締りを実施しています。

1 外国漁船の取締り

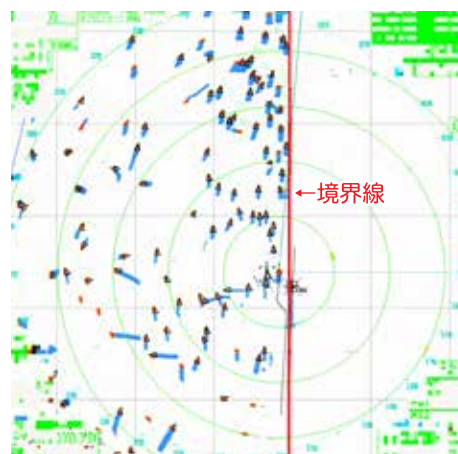
九州漁業調整事務所管轄海域には、二国間の漁業協定に基づき、韓国漁船、中国漁船が我が国の許可を得て入漁し、操業しています(※)。このため九州漁業調整事務所では、立入検査を行い、操業日誌、魚倉内の漁獲物、漁具等を確認することで、これらの外国漁船が許可の内容や操業条件等に従って操業しているかを確認し、違反操業の防止を図っています。

(※)近年、日韓、日中間ともに漁業交渉が合意に至っておらず操業の許可は発出していません。

また、我が国の許可が必要となる水域の境界線付近において多数の外国漁船が操業しているため、外国漁船が許可なく侵入し操業することのないよう、境界線付近で監視を行うとともに、外国漁船によって違法に設置されたものとみられる漁具を押収しています。



境界線付近で操業する中国漁船の光芒



境界線付近に押し寄せる中国漁船レーダー画像



逃走する韓国漁船を追跡する取締艇



韓国漁船に移乗する漁業監督官



拿捕した中国さんご船と漁業取締船



中国漁船に移乗する漁業監督官



漁獲物の確認・検査



違法設置漁具の押収

2 日本漁船の取締り

我が国の漁業は、その規模や操業海域等に応じて、農林水産大臣が管理するものと都道府県知事が管理するものとに分かれており、それぞれ、資源の保護・管理及び漁業調整を目的として種々の操業規制が課されています。

九州漁業調整事務所では、これらの規制の遵守状況を確認し、その実効を担保するため、漁業取締りを行っています。



日本漁船に移乗する漁業監督官

○ 漁業取締船の一般公開

九州漁業調整事務所では、漁業取締りに関して広く国民の理解を醸成するため、各種イベントの際に漁業取締船の一般公開を行っています。船内各部の見学や、放水銃や監視カメラなどの漁業取締りで使用する最新装備を見ることができますので、是非足をお運びください。



ポスター



船内見学の様子



取締船ペーパークラフト

➡各種イベントで配布している取締船ペーパークラフトはHPにて公開
<https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/org/papercraft/index.html>



3 活躍する漁業取締船・取締航空機 ※令和3年現在の体制

■ 官船(2隻)・・・水産庁が所有する漁業取締船



白萩丸(916トン)



白鷗丸(499トン)

■ 用船(14隻)・・・民間船を借り上げた漁業取締船



あらさき(499トン)



あらつ(499トン)



海星丸(499トン)



海鳳丸(499トン)



かちどき(499トン)



昇鶴(499トン)



つるぎざき(499トン)



天神(499トン)



東鳳(499トン)



ながと(499トン)



はやと(499トン)



みかさ(499トン)



むさし(499トン)



はくつる(198トン)

■ 取締航空機・・・民間の航空機を借り上げた取締航空機



単発機



双発機



ジェット機

昭和22年	2月 1日	農林省水産局福岡事務所設置
昭和25年	6月 5日	水産庁福岡水産駐在所と改称
昭和27年	7月 31日	水産庁福岡水産駐在所廃止
昭和27年	8月 1日	水産庁福岡漁業調整事務所設置
昭和41年	4月 1日	管轄区域：日韓漁業協定第2条の共同規制水域を追加
昭和47年	4月 1日	福岡市が政令指定都市となる
昭和50年	3月 10日	山陽新幹線が博多まで開通
昭和51年	5月 10日	管轄区域：日中漁業協定第1条の1の協定水域を追加
昭和53年		第二次オイルショック
昭和53年	7月 5日	九州漁業調整事務所と改称、管轄区域：有明海を追加 内部組織：2次長、5課（総務課、振興課、沿岸課、沖合課、漁業監督課）
昭和56年	7月 26日	福岡市地下鉄開業
平成元年	3月 17日 ～9月 3日	アジア太平洋博覧会「よかトピア」開催
平成6年	3月 30日	漁業取締船「白萩丸」（3代目）竣工（363トン→499トン）
平成10年	6月 30日	漁業取締船「白鷗丸」（3代目）竣工（476トン→499トン）
平成11年	1月 22日	新日韓漁業協定発効
平成12年	6月 1日	新日中漁業協定発効
平成13年	10月 1日	日本海・九州西広域漁業調整委員会設置に伴い同事務局 （管轄区域のみに係るものに限る）を設置
平成14年	4月 1日	本庁から漁業取締船「白萩丸」の移管
平成14年	11月 29日	「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」公布
平成16年	3月 23日	福岡市中央区から福岡市博多区へ移転
平成17年	3月 20日	福岡県西方沖地震発生
平成17年	10月 1日	振興課を廃止して資源課を設置
平成18年	12月 4日	人事院総裁賞受賞（漁業取締グループ）
平成23年	3月 12日	九州新幹線鹿児島ルート全線開通
平成25年	5月 1日	福岡市の人口が150万人突破
平成27年	12月 10日	人事院総裁賞受賞（漁業取締船「白鷗丸」）
平成30年	4月 1日	水産庁漁業取締本部福岡支部を設置
令和3年	4月 1日	資源課、沿岸課及び沖合課を再編、資源課、振興課及び調整課を設置
令和3年	7月 15日	漁業取締船「白萩丸」（4代目）竣工（499トン→916トン）



漁業取締船白鷗丸マスコット
「おうちゃん」

水産庁九州漁業調整事務所

〒812-0031

福岡県福岡市博多区沖浜町8-1

福岡港湾合同庁舎5階

TEL 092-273-2000(代表)

FAX 092-262-1930

ホームページアドレス

<http://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/>

交通機関ご案内

◆JR博多駅(博多口)から

西鉄バス:博多駅前(F乗り場)

◆西鉄福岡(天神)駅から

西鉄バス:天神ソラリアステージ前(2A乗り場)

いずれも

博多港国際ターミナル(中央ふ頭)行

終点下車 徒歩2分

